

## ◇「教育長の臨時代理」関係法令

## ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
  - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
  - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
  - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
  - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
  - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
  - 六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

## ●上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）

（臨時代理）

- 第4条 法第13条第2項ただし書の場合においてなお教育委員会の会議を開くことができないとき又は教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、教育長は、当該決裁すべき事項について臨時に代理することができる。
- 2 前項の規定による処置については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

## ◇「産業医」関係法令

### ●労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（産業医等）

第十三条 事業者は、政令（※1）で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令（※2）で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令（※2）で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

#### （※1）●労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（産業医を選任すべき事業場）

第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

#### （※2）●労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（産業医の選任）

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 ≪省略≫

三 ≪省略≫

2 第二条第二項の規定は、産業医について準用する（※3）。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。

3 第八条の規定は、産業医について準用する（※3）この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは、「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

#### （※3）準用することとされている規定

（総括安全衛生管理者の選任）

第二条 法第十条第一項の規定による総括安全衛生管理者の選任は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に行なわなければならない。

2 事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、様式第三号による報告書を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

（衛生管理者の選任の特例）

第八条 事業者は、前条第一項の規定により衛生管理者を選任することができないやむを得ない事由がある場合で、所轄都道府県労働局長の許可を受けたときは、同項の規定によらないことができる。

（産業医及び産業歯科医の職務等）

第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断及び面接指導等（法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
  - 二 作業環境の維持管理に関すること。
  - 三 作業の管理に関すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
  - 五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
  - 六 衛生教育に関すること。
  - 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。
- 一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者
  - 二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの
  - 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
  - 四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者
  - 五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
- 3 産業医は、第一項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 4 事業者は、産業医が法第十三条第三項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。
- 5 ≪省略≫
- 6 ≪省略≫

## ●上尾市立学校職員衛生管理規程（平成19年上尾市教育委員会教育長訓令第1号）

（産業医）

第6条 法第13条の規定に基づき、職員が50人以上勤務する学校に産業医を置く。

- 2 産業医は、上尾市教育委員会が委嘱する。
- 3 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第1項各号に掲げる事項のうち、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。